

四日市市生活保護費用徴収金徴収職員証票に関する規則をここに公布する。

平成29年9月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第28号

四日市市生活保護費用徴収金徴収職員証票に関する規則

(趣旨)

第1条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第78条第1項から第3項までに規定する徴収金に関する滞納処分を執行する職員は、財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、その身分を証明する証票(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)


第2条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

別記様式（第1条関係）

（表）

第 職	号 氏名
	生活保護法 第78条徴収金
徴収職員証	
年 月 日 発行	
四日市市社会福祉事務所長	
印	

（裏）

<p>1 本証は、生活保護法第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の滞納者の財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人から請求のあったときは、いつでもこれを掲示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

（健康福祉部保護課）